

9 文教委員会における村岡正嗣県議の質疑

2015年12月16日

付託議案に対する質疑

Q．村岡委員

- 1 第115号の学校医等の公務災害補償の条例について、これまで学校医等の公務災害補償の実績は何件あったのか。
- 2 調整率を0.83や0.86などとしているが、この数字に決めた根拠はどこにあるのか。他の都道府県も同じなのか。
- 3 第152号の県立長瀬げんきプラザの指定管理者に関して、2社のうち、(株)サンアメニティを候補にしたとのことだが、指定管理者として埼玉県内又は全国でどのような実績があるのか。また、選定の過程の中で業者のコンプライアンスについて、どのように検証しているのか。

A．保健体育課長

- 1 公務災害補償について、これまで適用事例はない。
- 2 調整率は、国の学校医等の公務災害補償に関する政令と同率である。政令の調整率は、民間労働者の労災の際に適用される調整率や他の都道府県の調整率と同率である。

A．生涯学習文化財課長

- 3 同社の全国における実績についてであるが、13都府県で23施設の指定管理を受けている。埼玉県内では指定管理は受けていないが、現在、小川町と吉川市の業務委託を受けている。過去には県内6市1町の業務委託も受けていた。コンプライアンスについては、一般競争入札等の参加制限や、税金の滞納などの

欠格事項、または現在、刑事・民事の告発を受けていないか、という応募資格に適合しているか確認したところである。

Q．村岡委員

- 1 調整率が適用されると、結果として調整率が1を割ってしまう。公務災害を被ってしまった学校医の受け取る補償額が、改正の前後で増えるのか減るのか、端的にお答えいただきたい。
- 2 長瀬げんきプラザのコンプライアンスについて調べたところ、株式会社サンアメニティは、2007年に東京都北区の元気プラザの指定管理を受けていた際に、従業員がプリペイドカードの着服事件を起こして指名停止3か月処分を受けたこと、同社のプールの監視員が暴力事件を起こして指名停止2か月処分を受けたことが北区の議会で問題視されていた。また、2008年に茨城県城里町のホロルの湯の指定管理者になったが、経営困難に陥り指定期間の途中で撤退したという事実があった。コンプライアンスの観点から、今回の選定の中でどのような報告があり、どのように検証がされたのか。

A．保健体育課長

- 1 現在、公務災害の実例がないので、例を挙げて試算してみたところ、年金計算の基礎となる報酬額が30万円の者が、公務による通勤中の災害で言語機能障害が残ったと仮定した場合、厚生年金と公務災害補償を併せた額は改正前よりも年額で約8万円の増となることが見込まれる。このように、公務災害の場

合、年金一元化後においても一元化前の支給水準が維持されている。

A．生涯学習文化財課長

2 県のガイドラインを踏まえて作成した募集要項に基づき、申請時に応募資格の適合などについて審査した。しかし、過去の不祥事については、各応募団体から書面での提出を求めておらず、審査の対象となっていない。

Q．村岡委員

過去の不祥事は審査の対象とならないことについては理解した。私が示した東京都北区と茨城県城里町の事例は指名停止と指定期間の途中の撤退であるが、事実関係について確認していたのか。

A．生涯学習文化財課長

確認しており、調査を行っている。まず、1点目のプリペイドカードの着服の関係については、平成19年度に東京都北区の「元気プラザ」の管理運営・清掃業務の受託中、前の受託会社から継続雇用した従業員がプリペイドカードを盗んで換金着服していたもので、3か月の指名停止処分を受けている。その後、会社では、コンプライアンス・マニュアルを作成し直し、従業員研修を実施してスタッフのコンプライアンス意識の徹底を図り、再発防止に努めている。

2点目のプール監視員の暴力事件に関しては、暴力事件で指名停止を受けたものではなく、暴力事件を発端として発覚したプール監視員の雇用条件違反が原因で指名停止を受けたものである。平成19年度に東京都北区プールの夏の監視・受付業務を受託していた際、プールの監視員に18歳未満の高校生を採用したため、2か

月の指名停止処分を受けた。

当時、短期アルバイトには履歴書の提出を求めていたが、虚偽記入された生年月日をうのみにしたことが原因と聞いている。その後、会社では、短期アルバイトであっても住民票の提出を求め、また、未成年者の場合には保護者の同意書を得るよう改善している。

3点目、ホロルの湯の途中撤退については、平成18年に会社が受託した直後、町と前の管理受託者であった町の開発会社との間で、雇用問題が発生した。町、公社及び同社で協議し、同会社からの出向職員を受け入れることになったが、出向職員との間に運営方針等の相違が生じたり、折からの原油価格の高騰などで経営が悪化したため、町と協議を重ねた結果、期間の途中であったが指定管理を終了したと聞いている。町からの損害賠償請求などはなく、合意の上のことであった。その後、会社では本社によるチェック機能と支援体制を強化しており、この事案以外で指定期間の途中で終了した施設はない。

Q．村岡委員

北区の問題以後、指名停止処分の事例もなかったと確認しているのか。

A．生涯学習文化財課長

現在、会社は23施設の指定管理を受けているが、それらの施設を所管している各自治体の担当課に確認したところ、指名停止等の問題は一切ないということである。

Q．村岡委員

指定管理者の指定において、指名停止や指定期間途中の撤退はコンプライアンスを含めて大

事な要素である。現在の判定基準に含まれていなくても、選定委員会に過去の情報を何らかの形で伝えることは必要だと思うが、考えを伺う。

A．生涯学習文化財課長

応募団体の過去の不祥事全てを把握することは、困難と思われる。インターネット等で調べれば一部を把握することはできるが、全ては難しい。ただし、期間を限定して不祥事があった場合には、申請書類の関係資料に加えてもらうことなどを求めることについて、指定管理者制度を所管している企画財政部と相談して考えていきたい。

Q．村岡委員

議会で指定管理者を決める場合、議事録に残る。ネットで同社の名称を入力するだけで、北区や城里町の議事録はすぐに検索することができる。せめてそのくらいの範囲の情報収集を行い、得られた情報を選定委員に伝えることは可能であり努力すべきである。大事なことなので再度回答してほしい。

A．生涯学習文化財課長

今後どのような形でこの御意見を反映できるのか、企画財政部と相談しながら考えていきたい。

請願に係る意見（議請第23号）

村岡委員

紹介議員の立場から、採択を求め発言する。

ただ今請願者から趣旨説明があり、質問にも丁寧にお答えいただいた。請願者が、子どもた

ちとその将来にいかに関心を寄せているかを改めて感じた。請願者の願いは、教育予算の増額、35人以下学級の実現、教職員の増員、教育費の父母負担の軽減、そして障害児学校の教室不足解消の5点である。いずれもが、子どもたちが生きる力を付け、学ぶ楽しさを味わえるようにと教育条件の整備を求めるものである。寄せられた請願署名は、63,834筆、さらに2万を超える署名が寄せられ、まさに県民の願いである。この願いに応え、是非採択されるよう、紹介議員としてお願い申し上げる。この間、教育条件の整備を巡っては、大きな変化が生まれている。国会では安倍首相がさらに35人学級の実現に向けて努力していきたいと表明している。2012年には、政府は無償教育の前進を国際公約した。本県でも、少人数学級実施の自治体が増え続けている。教育予算と父母負担に関して、本定例会で就学助成の請願も提出されるなど、ゆきとどいた教育を求める声は、切実な県民の願いである。よって請願の採択も重ねて求め、賛成意見とする。

所管事務調査（教育の政治的中立の確保について）

Q．福永委員

今月の初めに、県東部の市立中学校の教員が、担任を務めるクラスの生徒全員に、「教育の政治的中立」を揺るがす極めて問題の多い文書を配布した。12月2日付けの「赤旗」15面掲載の記事を使用しているが、「赤旗」は、日本共産党の機関紙である。教育基本法の第14条第2項には、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と定めており、義務教育の公立学校の教員が、特定政党だ

けの機関紙の記事を生徒全員に配ることは、法律に反する行為である。

このような行為は今回が初めてのことでない。2学期が始まる9月には、8月30日付けの「赤旗」の号外が貼り付けられた文書を配布している。

来年の参議院選挙から18歳選挙権が実施されることを踏まえて、教員がとりわけ政治的中立性に気を配らなくてはならない時期に、この中学校の担任のようなことがまかり通ってはいけなと思うので、何点かご質問させていただく。

- 1 教育局は2度にわたるこの事案について把握しているのか。
- 2 「赤旗」は希望すれば一般の国民でも購読することができるが、「号外」は、特定の場所に行って共産党関係者から受け取る、あるいは、身近な共産党関係者からもらうしか入手手段がないが、教員が、どういう手段で入手したのか把握しているのか。
- 3 この担任が受け持つクラス全員に対して、教室でこのような「赤旗」の切り抜きとその記事を賛美する感想を配るという行為はあってはならないことであると思うが、教育局はどう考えるか。
- 4 1度目の9月に配った時に、教育局としてきちんと対処していれば、今回の文書が生徒の手元に届くことはなかったはずである。どうして防げなかったのか。見過ごしていたのか。
- 5 今回は中学校であるが、来年有権者となりうる県立高校や特別支援学校高等部でこのような教育が行われると、教育の政治的中立性が確保されないことになるので懸念している。日本共産党の小池氏は、「文部科学省などが作成した主権者教育の高校生向け副教材でも政治的中立の確保に留意するよう強調している。規制をかけようとしていることは反教育だ」

と発言している。義務教育諸学校については、教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法があり、影響を受けないように教員の中立性が担保される法律があるが、高校にはこの法律がない。高校の教育現場でもこのようなことが行われてはいけないと思うが、防ぐことができるのか。

A．義務教育指導課長

- 1 当該事案については、昨日、市教育委員会から報告を受けたところである。この2つの資料は、平日の「帰りの会」で子どもたちが作成したものを発表し合う3分間スピーチという活動の中で、教員が自分も同じような立場で作って示したものである。これまでの経緯について、市教育委員会からの報告によると、9月に市教育委員会として把握し、当該中学校の校長に対して事実確認し、当該教員に対して指導するように指示をしている。2度目についても市教育委員会で、現在詳細を調査しているという報告を受けている。
- 2 教員が赤旗の号外をどのように入手したのかを把握しているかについては、承知していない。
- 3 本件は詳細が判明しておらず、明確にお答えできないところがある。いろいろな考え方が世の中にあるが、何か一つのところだけを示して教員が一方的な考え方を述べたことは当然適切とは言えない。
- 4 教育局では昨日、概要の報告を受けたものであり、そもそも承知していなかった。市教育委員会としては、かなり重く受け止めており、今後適切に対応していくと聞いている。

A．高校教育指導課長

- 5 県立高校では校長が授業観察したり、ある

いは保護者・生徒に授業アンケートを行うなど、制限を超えた政治的行為をする教員の把握に努めており、本件のようなことは県立高校ではないと言える。これまでも指導資料などにより、新聞記事等を活用する際の配慮事項や、特定の考え方に偏らない中立公正な立場での指導などの徹底を図っているが、今後も引き続き、校長会議、あるいは教科の研修会等を通じて政治的中立性についてしっかりと指導していく。

A．特別支援教育課長

5 特別支援学校の生徒については、障害により物事の見方・考え方が狭くなってしまうということがある。これまでも日頃から、校長も含め職員には情報をいろいろな角度から提示していくことが大事だと言っている。これまでもなかったと思うが、今後、そういったことを大事にしながらか障害のある子どもたちの可能性を最大限に引き出すよう努めていく。

Q．福永委員

- 1 平日の帰りの時間に生徒が3分間スピーチを行うことが初めて分かったが、教員も問題の文書を配って発表したのか。県教育委員会は把握しているのか。これは重大な問題である。中学2年生といえば政治的には真っ白な心であるにもかかわらず、そこに特定の色を染め上げるようなものを配り、言っはいけない教員自身の意見を言っている。事実関係をもっときちんと把握して、改めて委員会に示していただきたい。
- 2 9月に市教委を通じて校長が指摘を受け、担任を指導したにもかかわらず、聞かなかったということは、担任の教員は確信犯的な思

いを持っているということである。教員に対して、教育基本法の第14条の第2項の精神などをもう一度きちんと教えないと今後また同じことを繰り返すのではないかと。繰り返させないことができるのか。

- 3 政党機関紙における日刊紙は、赤旗と公明新聞しかない。併記するにしてもこれらは不適当だと思う。きちんとした一般紙だけにしたらどうか。
- 4 生徒の心に与えた影響について、どのように把握しているのか。

A．義務教育指導課長

- 1 先ほども申し上げたとおり、詳細について把握していないので、しっかりと把握したい。
- 2 先ほども申し上げたとおり、詳細について把握していないので、しっかりと把握したい。
- 3 一般紙の扱い等について、最近国が高校に対して示した資料が出されたので、それを義務教育段階でもしっかりと子どもたちに分かるように、また、指導する教員がしっかりと把握できるように、この後早急に指導・助言したい。
- 4 私ども子どもたちがどう受け止めたのか、子どもたちへの影響を心配している。今後しっかりと把握したい。

Q．福永委員

6月定例会の本会議で、「特定の政治イデオロギーを生徒に植え付けるような教師をどのように排除していくのか」との諸井委員の一般質問に対し、教育長は「教育の政治的行為については、教育基本法をはじめ、法令により厳しく制限されており、特定のイデオロギーに偏った政治教育を行うことは許されない」と答弁している。これが6月のことであり、9月にこの問

題が起きて、12月に再発していることは重く受け止めなければいけない。政党機関紙を排除すべきだと考えるが、教育長から断固たる決意を御答弁いただきたい。

A．教育長

6月定例会の本会議で答弁したとおり、偏った政治教育を行うことは断じて許されない。そのようなことがないようにしっかりと教職員に周知し、日頃から授業やアンケートを見るとともに、偏った政治教育をしたことが発覚した場合は厳正に対処するようにしっかりと取り組んでいく。

Q．鈴木委員

- 1 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の第1条に「義務教育諸学校における教育を党派の勢力の不当な影響又は支配から守り、もつて義務教育の政治的中立を確保するとともに、これに従事する教育職員の自主性を擁護することを目的とする」とある。明らかに政党色のあるものを学校で取り上げて、それを教員が3分間スピーチで言えば、素直な子どもたちはそれが正しいと思ってしまう。これは価値観の押し付けである。私もこのような教育を受け、それ以来教員不信となっている。思春期のころの思想の押し付けというのは、子どもの心に深い影響を与える。政党機関紙はあくまで政党の主義・主張であり、明らかに第1条に違反している。なぜ排除できないのか。
- 2 私の経験のとおり、数十年前から日常的にこのようなことが行われている。問題が発生するたびに指導してまいりますという答弁を続けてきたが、どのような指導を行っているのか。詳細を調査した結果、どのような指導

や処分がなされるのか。指導しても改善されなかった場合、指導内容を変えていくのか。

A．義務教育指導課長

- 1 政党機関紙に限らず、偏ったイデオロギーを押し付けるようなものはやはり排除すべきと思う。
- 2 指導は、できるだけ具体的に事例を挙げて指導していきたい。プライバシーに配慮しながら、教員が理解でき、注意できるという指導をしていきたい。子どもたちにとって教員が言っていることはある意味絶対に近いものがある。それは痛いほど教員が分かっている。具体的な事例を投げ掛けて、1人1人が自分のこととして受け止めてもらえるように指導していきたい。

A．小中学校人事課長

- 2 今回の事案については、これまで校長が当該教員に指導した内容も含め、事実関係をしっかりと把握したい。なお、処分を県が行うか、服務監督権者の市町村が行うかについては非常に判断の難しい問題であるため、法律の専門家等の意見や判例等を含め、慎重に判断し適正に対応する。

Q．鈴木委員

答弁を聞いて、当該教員は確信犯という印象をもった。政治的中立というものが、今こそ大事だと言われている中、今回の事案をあまり重く受け止めている感じがしない。仮に一方的な押し付けだという調査結果が出た場合、指導以外の処分はあるのか。

A．小中学校人事課長

指導以外の処分について、この場で判断してお答えするのは大変難しい問題である。事件や事故が発生したときに、指導以外の処分としては、第一義的にサービスの監督をしている市町村教育委員会で文書訓告や口頭注意等、いわゆる指導措置がある。なお、法令等の違反も含めて市町村教育委員会から正式な事故報告があり、内申があった場合には、県が事故として判断して、懲戒処分等の対応を行う。全体的なことも含めて、これからしっかりと事実確認をしていきたい。

Q．鈴木委員

処分に関しては理解した。政党機関紙を教室に持ち込むということが問題であると考え。一般的な日刊紙の記事を比べることはあってもいいと思うが、政党機関紙に政治的中立はあり得ないと思うがいかがか。

A．義務教育指導課長

子どもたちに特定の考えを押し付ける結果となるようなものは許されないと考えるが、政党機関紙だけを排除するという表現はしづらい。子どもたちが一方的な価値観をもってしまう指導は当然問題があると考えている。

Q．鈴木委員

このようなあいまいな答弁を聞くと、子どもを持っている親として心配である。福永委員の発言にもあったが、共産党の小池副委員長は「授業で言わなくては」と発言している。自分たちに都合の良いことは授業でどんどん言うようにあり、一方の意見だけ取り上げることは、政治的中立とは到底言えない。今後しっかりと精

査してほしい。(意見)

Q．諸井委員

- 1 今のやり取りを聞いても、改善されるように思えない。本件は特定の思想を紹介している事例ではないのか。
- 2 9月と12月に出した2つの文書以外はあるのか。このような指導は日常的に子どもたちになされておられ、たまたま文書があったのが2つだけだったのではないのか。他の事案について把握しているのか。
- 3 文書が発覚したことから今回の問題となっているが、文書を用いず、口頭で子どもたちを指導している場合、どのように防止するのか。

A．義務教育指導課長

- 1 文書だけを見ていると、特定の思想を紹介していると受け止めることもあるかと思う。当該教員がどのように指導したのか、当該の市教育委員会が調査しているところであるので、それに基づいて判断することになる。
- 2 当該教員が日ごろどのようなことをしているのか、あるいは今回だけであるのか、調査しているところである。
- 3 日常の指導について、当該教員の言動を四六時中把握できるかどうかは正直申し上げられない。周りの教職員や同僚が自由に意見を言える雰囲気をつくらなければならない。閉ざされた教室の出来事については、徹底的に指導していくしかないと考えている。

Q．諸井委員

答弁を伺ったが、聞いて理解できる答弁ではない。責任を取りたくないとか、はっきりとし

たことを言いたくないという姿勢だけは分かる。子どもたちに一方的な考えだけを紹介することが問題であるにもかかわらず、排除するとなぜ言えないのか。法令に照らしても適切でないことであるのに、なぜあいまいな言い方しかできないのか。

当該教員の他の事案の把握は難しいとのことだが、把握できないから仕方がないのか。教育局に責任はないのか。

A・義務教育指導課長

責任がないわけではなく、義務教育指導課長としての責任を痛感している。一方的な教員の考えを押し付ける教育はあってはならない。そのため防止策をいろいろ講じながら徹底していきたい。他の事案について100%把握するのは困難だが、日ごろの状況について管理職をはじめ、きちんと把握し指導していく。教員は、公平であり中立でなければならない。これを繰り返し徹底し、指導を強化していきたい。

Q・諸井委員

発言とこれからやろうとしていることがあまり合致していない。何も担保されない。御自身の決意をあいまいに言っているだけであり、具体的内容が全くない。教育委員会委員長はどう感じているのか。

A・教育委員会委員長

本件については昨日情報を知り得たものであり、情報の遅さについては大変遺憾である。現場においては速やかに重大さを認識し、直ちに県の教育局に情報提供してしかるべきである。本件については、詳細な情報がつかめていない。しかし、私はあってはならないことだと感じて

いる。処分を含め、教育局で議論して進めたい。今後このような指導を発見した場合は、根本的に全部を考え直さなければいけないと感じている。来年の参議院選挙から選挙権年齢が引き下げとなることもあり、今回の事案を精査して、主権者教育にどうやって臨むのか、もう一度考えていきたい。

Q・諸井委員

このような教育がこれからも続く、あるいは分からないところでこれまで通り続いていくことが問題と考える。今回の事案をきちんと調査し、現状をよく踏まえた上で根本的な防止策を講じられたい。そして、何回指導しても変わらない教員は、埼玉県教育に著しくマイナスの影響を及ぼすため、教壇に立つ資格はないと思う。そのような教員は活動家になり、そこで自由に政治活動をしてもらえば良い。(意見)

村岡委員

今回の事案については、事実をしっかりと確認してほしい。政治的中立は当然のことである。これ以上、このことについてコメントしないが、論議の中で、私どもの党の副委員長の小池氏の教育に関する発言が取り上げられたが、それと今回の事案は直接関連があるわけではないので、誤解のないようにしてもらいたいということだけは発言しておく。それぞれの政党のそれぞれの議員が考えを持っており、ここはそれを論議する場ではない。(意見)

Q・菅原委員

今回の事案は、氷山の一角ではないのか。来年の参議院選挙に向け、国から教育の中立性を判断すべき材料が示されると思うが、逆に悪意

を持って指導する教員もいるかもしれない。このような事態が想定される中、指導の事例を積み上げて分析をされているのか。今後、判断に迷う事例が続発したときに役立つと思うがいか

A．義務教育指導課長

県教育委員会として、これまでの積み上げは行っていない。ただし、高校に今回示された貴重な資料にQ & Aが載っている。中学校にも示して、市町村との間で共通理解を図っていきたい。現場の声等についても研究協議会等で話題にしたい。来年は新しい学習指導要領の方向性が明確になるので、それも踏まえてできることをしっかりとやっていきたい。

Q．菅原委員

今後、事例の積み上げを行うのか。

A．義務教育指導課長

積み上げていきたい。